

## 第51号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について (中間市体育文化センター外7施設)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 指定管理者を指定する公の施設

- (1) 中間市体育文化センター  
中間市蓮花寺三丁目1番5号
- (2) 中間市武道館天道館  
中間市中央一丁目8番41号
- (3) 中間市弓道場  
中間市大字下大隈1620番地
- (4) 中間市幼児用プール  
中間市長津一丁目6826番地
- (5) 中間仰木彬記念球場  
中間市大字垣生670番地1
- (6) ジョイパルなかま庭球場  
中間市中間二丁目3433番地1
- (7) 屋島庭球場  
中間市長津一丁目6830番地
- (8) 中間市遠賀川河川敷市民グラウンド
  - ア 第1市民広場  
中間市大字中間10018番地
  - イ 多目的広場  
中間市大字中間8194番地先
  - ウ 第2市民広場  
中間市大字中間10001番地先
  - エ 中央市民広場  
中間市大字中間7813番地2先
  - オ 自転車広場  
中間市大字中間9003番地先

カ スケートボード広場  
中間市大字中間9003番地先

- 2 指定管理者の所在地及び名称  
中間市蓮花寺三丁目1番5号  
一般社団法人中間市スポーツ協会  
会長 渡邊 英雄
- 3 指定管理者の指定期間  
令和7年10月1日から令和9年3月31日まで

令和7年9月2日提出

中間市長 福田 浩